861
80
1

関東を主とする酒造関係資料雑纂

石見国安濃郡豊後国玖珠郡、肥後国隈府

六冊

六十冊

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

國立國會圖書館
昭和24.8.29
寄贈

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

[illegible]

豊臣[illegible]

一酒造屋[illegible]

賞[illegible]

右者[illegible]

上[illegible]

同浦[illegible]

年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

一酒造屋与百姓名寺寺酒造勢
賞與加銀御座之下
右者以前御定所之上
上付以來增造總造米貨
間補以前賞加銀之南半分賞
年々土産中之急務之事者也
浅草寺御
宣政年年土産
御法所

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

申正月九日
仕上ハ

一上酒或拾八本ニ
賣立
三拾或メ四ヲ或九ヲ
一並酒五本
賣立
五メ五ヲ或拾或ヲ
○メ三拾三本ニ
メ三拾七メ九ヲ四拾
○五メ五ヲ三九ヲ
一焼酒賣立
○九十或ヲ三ヲ

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

[illegible]

水車

一日 三百四十四月 運上

一日 或拾月 油代

一日 四百或拾貳分 日庫 和人

粉百十二日

一日 或拾貳分四分 薪本 代七分起

一日 七拾八分四分 薪代 七分起

一日 五百八拾貳分八分

一日 九拾壹分 或分 [illegible] 源國所 代

一日 四百拾壹分 六分 一所善

一日 五百四拾四分 四分七厘 酒一切

一日 百六拾貳分 粉糠

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

一日壹メ[illegible]
一日[illegible]
一日五拾[illegible]
一日五拾[illegible]
九貫[illegible]
○[illegible]
造用
惣
[illegible]
○[illegible]
指引
[illegible]
利[illegible]
○[illegible]
○[illegible]

1994C

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

19940

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

861
80
1

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用